

主任技術者兼任承認申請書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名） 印

電気事業法施行規則第52条第4項ただし書の規定により次のとおり主任技術者の兼任の承認を受けたいので申請します。

兼任させようとする主任技術者	氏名及び生年月日	
	住 所	
	主任技術者免状の種類及び番号	
選任しようとする事業場の名称及び所在地		
既に選任されている事業場	名 称 及 び 所 在 地	
	選任された期日	

- 備考
- 1 法附則第7項又は第8項の規定により法第44条第1項の主任技術者免状の交付を受けている者とみなされた者に係る場合は、その旨を主任技術者免状の種類及び番号の欄に記入すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が署名するものとする。

【記載例】

様式第44（第53条の2関係）

主任技術者兼任承認申請書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所 〒000-0000
 00県00市00町0-0
氏 名 000株式会社
 代表取締役 00 00

印

電気事業法施行規則第52条第3項ただし書きの規定により次のとおり主任技術者の兼任の承認を受けたいので申請します。

兼任させようとする主任技術者	氏名及び生年月日	00 00 00年00月00日
	住 所	〒 - 00県00市00町0-0
	主任技術者免状の種類及び番号	第0種 第00-0000号
選任しようとする事業所の名称及び所在地		000株式会社00工場 〒 - 00県00市00町0-0
既に選任されている事業場	名称及び所在地	000株式会社00工場 〒 - 00県00市00町0-0
	選任された期日	00年00月00日

選任されている事業場が複数ある場合はすべて記入する。

兼任を必要とする理由を記載した書類（記載例）

兼任を必要とする理由を記載した書類

【例 1 兼任する事業場の設置者が同一の場合】

当事業場は受電電圧〇V、最大電力〇kWで〇〇を主製品とした製造工場です。このような事業規模であるため、電気主任技術者免状を有する者の採用が困難で、やむを得ず当社〇〇工場（受電電圧〇V、最大電力〇kW）の電気主任技術者で、電気保安に関し経験の深い〇〇〇〇にこれを兼任させることとしたい。

【例 2 兼任する事業場の設置者が資本系列関係にある他社の場合】

当事業場は受電電圧〇V、最大電力〇kWで〇〇を主製品とした製造工場です。このような事業規模であるため、主任技術者免状を有する者の採用が困難で、やむを得ず関連会社（資本出資〇〇%、役員の出遣〇〇%）である〇〇株式会社〇〇工場（受電電圧〇V、最大電力〇kW）の電気主任技術者で、電気保安に関し経験の深い〇〇〇〇にこれを兼任させることとしたい。

【例 3 設備管理会社の社員の場合】

当事業場は受電電圧〇V、最大電力〇kWのショッピングセンターです。当事業場の電気工作物を含む設備管理は株式会社〇〇と総合管理契約を締結しておりますが、電気主任技術者免状を有する者の配置が困難で、やむを得ず当社〇〇ショッピングセンター（受電電圧〇V、最大電力〇kW）の電気主任技術者で、電気保安に関し経験の深い〇〇〇〇にこれを兼任させることとしたい。

【例 4 同一敷地内に設置されている別会社の主任技術者を兼任させる場合】

当事業場は連系電圧〇V、最大出力〇kWの太陽電池発電所です。このような設備規模であり、かつ無人発電所でもあるため、主任技術者免状を有する者の採用が困難で、やむを得ず同一敷地内にある〇〇株式会社〇〇工場の（受電電圧〇V、最大電力〇〇kW）の電気主任技術者で、電気保安に関し経験の深い〇〇〇〇にこれを兼任させることとしたい。

執務に関する説明書（記載例）

執務に関する説明書

1. 主任技術者の常時勤務する事業場の名称、所在地の業務内容

名 称 ○○株式会社 ○○工場
所 在 地 ○○県○○市○○町○○-○
業務内容 工務課

2. 執務に関する説明

（イ）常時勤務する事業場から当事業場までの距離、交通機関及び所要時間

距 離 10 km
交通機関 自家用車
所要時間 約20分

（ロ）自宅から当事業場までの距離、交通機関及び所要時間

距 離 1 km
交通機関 バス又は自家用車
所要時間 約5分

3. 当事業場における執務回数及び時間

設置改造等の工事期間中は毎週1回以上、その他の場合は毎月2回以上執務点検し、1回の執務時間は、3時間以上とする。

4. 主任技術者との連絡及び常勤保守者

主任技術者不在中は、主任技術者が常時勤務する事業場の技術課電気担当副長が電気設備の保守にあたり、連絡責任者として主任技術者との連絡にあたる。